

令和6年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業
委託業務企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「令和6年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約の締結の日から令和6年12月31日まで

(3) 予算上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※但し、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 プロポーザルへの参加資格

本企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、主催者と緊密な連絡体制が構築できること。ただし、支社及び営業所にあつては、参加申込書の提出期限において1年以上の営業実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいづれにも該当しないこと。
- (3) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 令和元年度から令和5年度の間、国又は地方公共団体が発注する類似・関連事業を受注し、業務を完了した実績があること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

3 応募の手続

参加者は、事業説明会に参加した後、参加申込書、企画提案書及び必要書類をそれぞれの提出期限までに担当窓口へ提出すること。

(1) 担当窓口

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

愛媛県障がい者アートサポートセンター

所在地：〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11

T E L：089-924-2170

F A X：089-996-8116

電子メール：art-support@ehime-swc.or.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和6年6月17日(月)から令和6年6月21日(金)まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページと愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページに掲載する。

(3) 事業説明会への参加

事業説明会への参加を希望する者は、次のとおり事業説明会参加申込書を提出すること。なお、プロポーザルへの参加は、事業説明会への参加を必須条件とする。

ア 事業説明会の開催日時及び場所

日時：令和6年6月25日(火)10時から11時まで

場所：愛媛県身体障がい者福祉センター 2階 研修室

イ 事業説明会参加申込書の提出方法等

提出書類：事業説明会参加申込書(様式1)

提出期限：令和6年6月21日(金)17時15分まで(必着)

提出方法：電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。

(4) プロポーザルへの参加申込み

参加者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

ア 提出書類及び部数

①参加申込書(様式2) 1部

②誓約書(様式3) 1部

③会社概要 1部

・参加者の概要がわかる資料(様式任意、既存資料で可)

④委託業務共同企業体参加資格者誓約書(様式4) 1部

・委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。

・委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。

※参加を取り下げる場合は、令和6年7月8日(月)までに参加辞退届(様式5)1部を提出すること。

イ 提出期限

令和6年7月5日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

(5) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する受付は、質問票(様式6)により受け付ける。

ア 受付期間

公募開始の日から令和6年6月27日(木)17時15分まで(必着)

イ 提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。

ウ 回答方法

参加申込書を提出したすべての者に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(6) 企画提案書の提出

参加者は、次により企画提案書を提出すること。なお、提案は各者1案とする。

ア 提出書類及び部数

①企画提案書（様式7） 10部

- ・企画提案書の構成は自由とする。
- ・企画提案書は、A4版を基本とし、A3版見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次を除いて全体で20ページ以内とすること。
- ・会場レイアウト図について記載すること。
- ・受託した場合の実施組織の体制図及び他の組織との連携方法について記載すること。
- ・委託業務のスケジュールについて記載すること。
- ・準備段階から委託業務が終了するまでに想定される危機を予測し、それに対処する方法等を記載すること。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や独自かつ有意義な方策等があれば記載すること。

②概要資料 10部

- ・企画提案書の内容をA4版2ページ以内に要約した資料を企画提案書とは別に提出すること。

③見積書 10部

- ・積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を業務ごとに見積った見積書を企画提案書とは別に提出すること。
- ・見積りの金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- ・見積りの内訳については、資料提供を求めることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

④業務実績書（様式7-1） 1部

- ・国又は地方自治体の類似・関連業務を、令和元年度から令和5年度の間を受注し、完了した実績を企画提案書とは別に提出すること。

⑤協力を得る予定の業務内容及び協力事業者（参考様式1） 1部

- ・業務実施にあたり他の者の協力を得る予定の場合は、その業務内容及び協力事業者について、企画提案書とは別に提出すること。

⑥経歴書（参考様式2） 1部

- ・委託業務の責任者に予定している人物の氏名及び過去の実績について、企画提案書とは別に提出すること。

イ 提出期限

令和6年7月5日（金）17時15分まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

エ 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。ただし、主催者から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

4 業務予定者の選定方法等に関する事項

- (1) 「令和6年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業委託業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準及び採点基準内訳」に

基づき審査を行い、業務予定者を選定する。なお、1(3)の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査は、令和6年7月10日(水)に開催する選定審査会において行う。

(3) 選定審査会では、参加者によるプレゼンテーションを実施することとし、時間及び場所等は別途通知する。

5 業務予定者の選定

(1) 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。

(2) 選定結果は、次のとおり審査対象となった全ての参加者に通知する。

ア 通知日：令和6年7月中旬

イ 方法：文書で通知する。

(3) 審査内容は公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めないこととする。

6 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で実施計画を策定し業務契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

7 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 欠格事由

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

(1) 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する事案を行った場合

(2) 審査等に関する不当な要求を申し入れた場合

(3) 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合

- (4) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (5) その他不正な行為があった場合

9 著作権等の取扱

(1) 著作権者

成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属することとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、主催者が行う。

(3) 権利関係の処理

- ア 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ウ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、主催者と受託者で協議の上、処理する。

10 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加申込書及び企画提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、社会法人愛媛県社会福祉事業団から受領又は閲覧した資料等は、社会法人愛媛県社会福祉事業団の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

11 問い合わせ先

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

愛媛県障がい者アートサポートセンター

所在地：〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11

T E L：089-924-2170

F A X：089-996-8116

電子メール：art-support@ehime-swc.or.jp